

令和8年度 積算基準等の改定について

農林水産省農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長 武元 将忠

1 はじめに

近年、農業農村整備事業を取り巻く環境は、技能労働者の不足や高齢化、資材価格及び労務単価の上昇、建設業における時間外労働規制の適用などにより大きく変化している。また、気候変動に伴う災害リスクの増大への対応、安全で持続可能な労働環境の確保等が強く求められているところである。

このような中で、令和6年度の第三次・担い手3法の改正後、建設業においては、時間外労働規制が適用され、週休2日の取組など労働環境の改善が進められるとともに、労働費に関する基準の勧告や入札金額の内訳書における労務費の記載といった現場で働く技能労働者の処遇改善が進められるなど、働き方改革や処遇改善の取組が、省庁一体となって進められてきているところである。

このように、めまぐるしく変化する建設業界の情勢にあって、農業農村整備事業の直轄工事について、生産性の向上、適正なコスト反映、安全対策の強化等を目的として、積算基準等の見直しが行われたものである。本稿では、改定内容と実務上の留意点について御紹介したい。

2 主な改定内容

(1) プレキャストコンクリート製品の導入促進

コンクリート構造物の構築に当たっては、これまで現場条件に応じて、現場打ち、プレキャストコンクリート製品等のそれぞれのメリットをいかし、適材適所で活用してきたところである。

しかしながら、近年、工事現場における技能者不足などの課題に対応するため、更なる生産性の向上、工期短縮、施工管理の負荷軽減、安全性の向上など、工事現場の環境改善が強く求められている。特に、建設業において適用除外とされていた時間外労働の上限の基準について、令和6年4月1日から罰則付きで適用されたことから、適切な工期設定は喫緊の課題となっている。

このため、農業農村整備事業においては、余裕期間の設定や工事の早期発注、複数年契約工事の検討などとともに、プレキャストコンクリート製品の導入をより一層促進するため、関連通知を一本化する形で改めて令和7年4月7日付けで通知の発出を行ったものである。

コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化することとし、適用に当たっては、(1) 特殊車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物も対象とする。(2) 特殊形状のものは対象外とする。(3) 輸送路の制約等により、導入の可否に精査が必要な場合は、①重量制限や道路線形など事前の輸送ルート、②現場周辺の待機場所の有無などの情報、③関係機関、地元関係者と安全条件、騒音・振動などの環境条件等を確認し、本体工事費以外にも計上可能な要素(工期短縮効果、安全性向上効果、施工性、周辺交通に与える影響等)について適宜計上のうえ比較検討するものとしている。

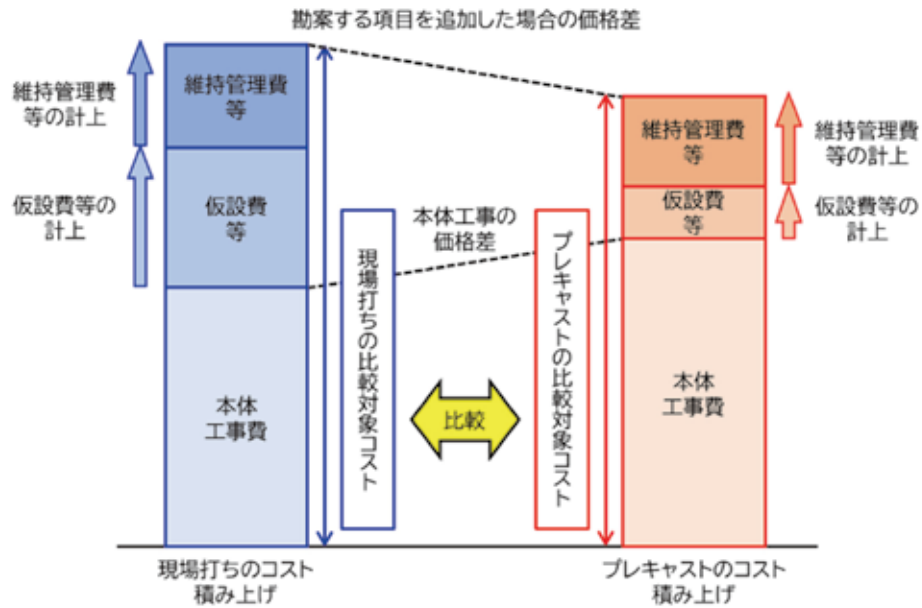


図-1 現場打ちとプレキャストとのコスト比較のイメージ

（２）農業水利施設保全補修ガイドブックの活用

設計業務において実施するコスト縮減対策の検討や機能診保全対策のシナリオの検討に当たっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で比較検討を行う必要がある。

こうした新技術及び新工法の選定においては、これまで新技術情報システム（NETIS）及び農業農村整備民間技術情報（NNTD）を参考に行ってきたところであるが、一般社団法人農業土木事業協会作成による農業水利施設の保全管理や補修に関する技術・工法が掲載されている「農業水利施設保全補修ガイドブック」を新たに加えて、比較検討を行うこととし、令和7年度発注業務より特別仕様書記載例に明記することとした。

（３）測量作業規程の改正

土地改良事業等における公共測量を実施する場合については、測量の方法、観測機器の種類、精度などを詳細に規定した農林水産省農村振興局測量作業規程に基づき実施することとしている。

本測量作業規程は、国土交通大臣が定める作

業規程の準則に準じて定めており、令和7年4月の全国の標高成果の改定や新しい測量技術の普及状況等を踏まえ「作業規程の準則」の一部が改正されたため、令和7年7月22日付けで改正を行ったところである。

主な改正点としては、①令和7年4月の標高成果の改定により、全国の標高は衛星測位を基盤とする最新の値「測地成果2024」へ改定、②現行の「GNSS測量機による水準測量」の代替えとなるGNSS標高測量（3級水準測量を新設）である。

（４）旅費交通費等の積算方法の見直し

令和7年4月1日に改正された国家公務員等の旅費に関する法律等を踏まえ、業務契約の旅費交通費積算要領を改正することとした。

特に宿泊費については、これまで定額の計上としていたものが、地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程で定める額（宿泊基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とするものとなった。このため、宿泊費及び宿泊手当に要する費用は当初計上せず、受注者からの宿泊情報が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認した上で、設計変更において計上

することとしている。なお、設計変更における宿泊費及び手当については、設計変更時に落札率を乗じない額により精算することとして、令和7年10月8日付けで「設計業務等の価格積算基準等の留意事項について」の一部改正を行った。

また、やむを得ない事情により現に支払った額が宿泊基準額を超える場合は、日程・経路等に照らして適切な宿泊施設を比較検討し、その結果から最も安価な額とすることができることとした。

(5) 賃金等の変動に基づく業務費変更の試行

業務の契約においては、工事の契約とは異なり、契約書において賃金や物価の変動に基づく請負代金の変更に関する条項がなかったところである。しかしながら、官公需における価格転嫁策の強化について、「新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）」に、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映することが明記され、業務の契約においても、複数年度契約の場合や予期せぬ急速な物価上昇が生じた場合は、スライド変更を含む適切な対応を求められていたことから、令和8年度以降に新規契約となる建設コンサルタント

業務等（調査、測量、設計）を対象に、賃金等の変動に基づく業務費の変更の試行導入を行うこととした。

基本的には、工事請負契約に準拠した、全体スライド、インフレスライドを試行的に実施することとし、①全体スライドについては、業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認められるときに業務費を変更、②インフレスライドについては、予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、業務費が著しく不当となったときに業務費を変更することを規定している。

(6) 標準歩掛・参考歩掛の改定

これまでも歩掛の改正を行うため、現在実施している業務の歩掛調査を実施し、実態に即した歩掛になるよう検討を行ってきたところである。

令和8年度においては、実態調査結果を踏まえ、ほ場整備（実施設計）の歩掛改正及び機能診断調査（パイプライン）の新たな歩掛制定を行った。

■ ほ場整備(実施設計)		【改定】	
【現行】			
作業項目	技師A換算値	作業項目	技師A換算値
(1)現地調査～ (14)点検とりまとめ	200.60	(1)現地調査～ (14)点検とりまとめ	210.95

■ 機能診断調査(パイプライン)の歩掛を制定						
作業工程	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
現地踏査		3.0	3.1		3.5	
漏水量調査・圧力調査		1.8	3.8	4.6	5.8	
ひび割れ状況			3.2	3.2	3.2	
内面塗装の劣化状況			1.9	1.9	2.4	
発錆状況			1.8	1.8	2.3	
たわみ量測定			2.5	2.5	2.5	
蛇行、沈下の状況		0.9		1.3	1.4	
継手曲げ角度、間隔			2.4	2.6	2.4	
その他調査(弁類調査)		2.1		3.1	3.1	
点検とりまとめ	1.8	2.1		3.1		

図ー2 ほ場整備（実施設計）の歩掛改正と機能診断調査（パイプライン）の歩掛制定

（７）熱中症対策費用の計上

近年、夏の猛暑は厳しさを増し、今後も続くと想定される中、令和７年６月１日より改正労働安全衛生規則が施行され、事業者における職場での熱中症対策が罰則付きで義務化されたところである。このため、建設コンサルタント業務等においても、より一層の熱中症対策が求められていることから、調査、測量、設計業務において、工事と同様に熱中症対策費用（作業員個人に対する費用は除く）を積上げ計上できるよう改正を行った。

作業員個人に対する熱中症対策費用は諸経費率（設計業務においては、その他原価）の対象とし、空調服、熱中症対策キット、経口補水液、塩飴等が対象となる。

積上げ計上できる費用としては、現場の施設や設備に対する熱中症対策費用として、遮光ネット、大型扇風機、送風機、給水器、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等を対象としている。対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認することとしている。

また、リース品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上することとなる。

３ おわりに

農林水産省においては、閣議決定された食料・農業・農村基本計画、第１次国土強靱化実施中期計画、土地改良長期計画等に基づき、農業構造の転換を図るための農地の大区画化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化や防災・減災、国土強靱化の取組として防災重点農業用ため池等の防災インフラの整備・管理等の取組を推進することとしている。

本改定は、このような状況下における農業農村整備事業の円滑な実施に向け、生産性向上と働き方改革を両立させるための重要な措置であると考えている。一般社団法人農業土木事業協会の会員の皆様方におかれても、その趣旨を十分に理解し、適切な業務遂行に努めていただこうお願いしたい。